

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

香芝市長 福岡憲宏

香芝市条例第33号

香芝市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険財政調整基金条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「その目的の財源に充てる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 制度変更又は経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てる時。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てる時。
- (3) 緊急に実施することが必要となった国民健康保険事業（市が単独で実施する事業を除く。）の経費の財源に充てる時。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。